大阪市市民活動推進条例逐条解説

(前 文)

個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くためには、行政だけでなく、市民や、 地域住民の組織、ボランティア団体、NPO等の市民活動団体、事業者がともに地域社会 の一員として、お互いの役割を認め合い、連携協力して地域社会が抱える様々な課題解決 に取り組んでいくことが求められている。

大阪市においては、これまで地域コミュニティを基盤に、市民が自らまちづくりの担い 手となり、行政と一体となって魅力ある地域社会を築いてきた歴史がある。

また、近年の社会情勢の変化に伴い人々の価値観や生活様式の多様化が進む中で、新たに生じた課題に対応するためのボランティア団体やNPO等による公益性を有する活動が増えてきた。

このような状況において、大阪市としても、自主的な市民活動を一層推進するとともに、市民活動団体間の相互連携や市民活動団体と行政との協働の促進等多様な施策を総合的かつ計画的に展開する必要がある。

ここに、大阪市は、大阪に住み、集まり、働くすべての人々が互いに信頼し、共感できる社会を実現するため、市民活動を積極的に推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における市民活動の推進に関し、基本理念を定め、本市、市民 (本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。)、市民活動団体及び事業 者の責務を明らかにするとともに、市民活動の推進に関する施策の基本となる事項を定 めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力に満ち た魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

この条例の目的を明らかにしたものです。

この条例は、本市における市民活動の推進に関し、基本理念を定め、本市、市民、市民活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民活動の推進に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会の実現をめざすことを目的としています。

【説明】

大阪市ではこれまでも、自らの住みよいまちづくりのために、地域コミュニティを基盤に市民によるさまざまな活動が行われてきています。しかしながら、近年の社会情勢の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進む中で、地域福祉や教育の問題、防犯・防災の問題、さらにはコミュニティの問題など地域の課題は、ますます複雑・多岐になってきています。

このような状況において、さらに魅力ある地域社会を築いていくためには、行政だけでなく市民をはじめ、市民活動団体、事業者がともに地域社会の一員として、連携・協力して課題解決に取り組んでいくことが求められており、公益の増進に寄与する自主的な市民活動を、いっそう活性化していく必要があります。

こうしたことから、この条例において、市民活動の推進に関する基本理念を定め、本市、市民、市民活動団体及び事業者の責務を明確にするとともに、市民活動の推進に関する施策の基本となる事項を定め、それぞれがお互いの役割を尊重し認識をもって、市民活動の推進を図っていこうとするものです。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 市民活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、自主的に行う活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的 とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (2) 市民活動団体 地域住民の組織、ボランティア団体、NPOその他の 市民活動を行う団体をいう。

【趣 旨】

この条例を施行するうえで、重要な「市民活動」と「市民活動団体」の定義について 明らかにしたものです。

【説明】

「市民活動」とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、自主的に行う活動をいいます。

このように定義したのは、市民による公益活動を活動の面からできるだけ広くとらえ、 相互の交流や連携を活性化することをめざすためです。

ただし、営利を目的とする活動や、宗教活動、政治活動、また選挙運動にかかる活動 については、この条例では除かれます。 「市民活動団体」とは、地域住民の組織、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体をいいます。

参 考

「特定の公職」とは、公職選挙法の第3条に規定されている、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び議会の委員をいいます。

(基本理念)

- 第3条 本市における市民活動は、次に掲げる理念(以下「基本理念」という。)にのっと り、推進されなければならない。
 - (1) 市民活動の推進は、公共の利益の増進を目的として行われるものであること
 - (2) 市民活動の推進に当たっては、本市、市民、市民活動団体及び事業者が対等な立場で互いの役割を認め合い、必要に応じて連携を図るものであること
- (3) 市民活動の推進に当たっては、市民、市民活動団体及び事業者の自主性及び自立性が 尊重されるものであること

【趣 旨】

市民、市民活動団体、事業者及び市が、市民活動を推進するにあたっての基本理念を明らかにしたものです。

【説明】

市民活動を推進するための基本理念として、まず、市民活動の推進が公共の利益の増進を目的として行われるものであることを認識する必要があり、自主的な市民活動の持つ社会的意義を十分に踏まえ進めていかなければなりません。

そして、市民活動の推進にあたっては、本市、市民、市民活動団体、事業者がそれぞれ対等な立場でお互いの役割を認め合い、必要に応じて連携を図ることにより行われることが大切です。

このように市民活動は、公共の利益の増進に寄与し自主的に行われるものであることから、その推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者の自主性及び自立性が尊重されることが重要です。

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、市民活動を推進するために必要な施策を講じ、市民活動が活発に展開される環境づくりに取り組むものとする。

【趣 旨】

市民活動を推進するうえで必要な、市の責務を定めたものです。

【説明】

近年の社会情勢の変化に伴い、これまでの行政主導による画一的なサービスの提供だけでは、多様化・複雑化する市民ニーズに対応することが困難になってきていることから、市としては、市民の社会参加や社会貢献への意欲が高まる中、魅力あるまちづくりや地域コミュニティの活性化に向けて市民活動を推進することが、これまで以上に重要であると考えています。

そのため、本市は、市民活動を推進するために必要な施策を講じ、市民活動が活発に 展開される環境づくりに取り組むことをその責務として、いっそうの市民活動の推進を 図っていくこととしています。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深め、地域社会に関心を 持ち、自らできることを考えるとともに、自主的に市民活動に参加し、又は協力するよ う努めるものとする。

【趣 旨】

市民活動を推進するうえで必要な、市民の責務を定めたものです。

【説明】

これまでも市民による様々な活動が自主的に展開されていますが、社会環境などの変化に伴い、子育てや介護、環境・ごみ問題、防災・地域安全など地域にかかわる問題は、ますます複雑、多岐になってきており、その解決に向けては、これまで以上に市民が積極的に関わっていくことが重要となってきています。

こうしたことから、市民は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深めるとともに地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、自主的にこれら活動に参加・協力するよう努めることが、期待されるところです。

(市民活動団体の責務)

第6条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、その特性を生かしながら活動を行うとともに、自らの活動に伴う社会的責任を自覚し、その活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

【趣 旨】

市民活動を推進するうえで必要な、市民活動団体の責務を定めたものです。

【説明】

市民活動団体は、地域のさまざまな課題について自主的な取り組みを行っていますが、 個々の団体だけでの活動でなく、いろいろな団体と連携・協力しながら、また、多くの 市民の参加を得ながら活動することが重要となってきています。

そのため、市民活動団体の特性を活かしながら活動を行うとともに、自ら行う活動に ついて社会的な責任を自覚するとともに、団体の自主的な情報の公開、提供などにより、 その活動内容が広く市民に理解されるよう努める必要があります。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深めるとともに、地域 社会の一員として、市民、市民活動団体及び本市と連携協力して、市民活動を行うよう 努めるものとする。

【趣 旨】

市民活動を推進するうえで必要な、事業者の責務を定めたものです。

【説明】

事業者は、地域社会において、企業活動による製品やサービスの社会的価値の提供や 雇用の創出などにより一定の社会的責任を果たしています。

しかしながら、市民ニーズが多様化する中、地域社会の一員として、これまで以上に地域に関わりを持ち、社会貢献性を発揮することが望まれるなど、「企業の社会的責任 (CSR)」が求められています。

こうしたことから、事業者には、市民活動に対する理解を深めるとともに、地域社会の一員としての認識を持ち、市民、市民活動団体及び本市と連携・協力して、市民活動を行うよう努めることが、期待されています。

参考

「企業の社会的責任(CSR = Corporate Social Responsibility)」とは、企業が持続的な成長を遂げるためには、経済性だけでなく、環境配慮性や社会適合性を高めることで社会との共生を図ることが必要という考え方です。具体的には、従来からの、製品やサービスの提供、雇用の創出といった責任に加え、社会活動への積極関与や環境保全の重視、人材の育成・支援、説明責任・情報開示の推進などの責任を果たすことが求められています。

(市民活動団体との協働)

- 第8条 本市は、市民活動団体との協働の機会を拡大するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定による市民活動団体との協働に当たっては、公平性、公正性及び透明性の確保に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 本市は、市民活動への関心を高め、本市、市民、市民活動団体及び事業者相互の 交流及び連携を促進するため、市民活動に関する情報の積極的な収集及び提供を行うも のとする。

(学習の機会の提供)

第 10 条 本市は、市民活動への関心を高め、市民活動に関する理解を深めるため、市民、 市民活動団体及び事業者に対し、市民活動に係る学習の機会を提供するものとする。

(活動場所の提供)

第 11 条 本市は、市民活動を推進するため、市民活動団体に対し、市民活動を行う場所の 提供に努めるものとする。

【趣 旨】

第8条から第11条は、規定した本市の責務を果たすため、市民活動を推進するために必要な基本となる施策を掲げたものです。

【説明】

(市民活動団体との協働)

新たな公共領域の担い手である「市民活動」は、地域の自治活動であれ、ボランティア活動、NPO活動であれ、これからのまちづくりの原動力として、ますます重要性を

増してきています。市民活動団体との協働は、市民自らが公共サービスを担い、市民と市民活動団体が事業を通じて社会的問題を自らの問題として考え互いに話し合い、主体的に問題解決に取り組むプロセスを経るものであり、その結果、市民の自治意識、コミュニティ意識の向上につながると考えられます。

そういったことからも、本市として、市民活動団体との協働の機会を拡大するよう努めるものとし、協働を行うに当たっては、公平性、公正性及び透明性の確保に努めていく必要があります。

(情報の提供)

本市は、市民活動への関心を高め、本市、市民、市民活動団体及び事業者相互の交流 及び連携を促進するため、市民活動に関する情報の積極的な収集及び提供を行っていき ます。市民活動の広がりをふまえ、多様な分野にわたる市民活動に関わる情報の横断的 な収集と発信に努めるとともに、市民活動の意義や新しい出会いを得られる社会参加活 動というイメージを広げるための啓発などに努めることが必要です。

(学習の機会の提供)

本市は、市民活動への関心を高め、市民活動に関する理解を深めるため、市民、市民活動団体及び事業者に対し、市民活動に係る学習の機会を提供していきます。また、市民活動に関する啓発を進めるため、その際には幅広く市民活動の意義に対する理解の普及に努めるなど、市民の「自治志向」を高め、市民意識の啓発に努めることが必要です。

(活動の場所の提供)

本市は、市民活動を推進するため、本市の既存施設を有効に活用するなど、市民活動団体の活動・交流の拠点となる場所の提供に努めることが必要です。

(市民活動推進審議会)

- 第 12 条 市民活動の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、 大阪市市民活動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 12 人以内で組織する。
- 4 審議会の委員は、学識経験者、市民活動団体の代表者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市規則で定める。

【趣 旨】

市民活動の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため設置する「市民活動推進審議会」について定めたものです。

【説明】

この条例が実効性のあるものとなるよう、「市民活動推進審議会」が市民活動の推進に関する必要な事項の調査や検討、審議などを行い、その意見や評価を踏まえより効果的な市民活動の推進をめざすものです。